

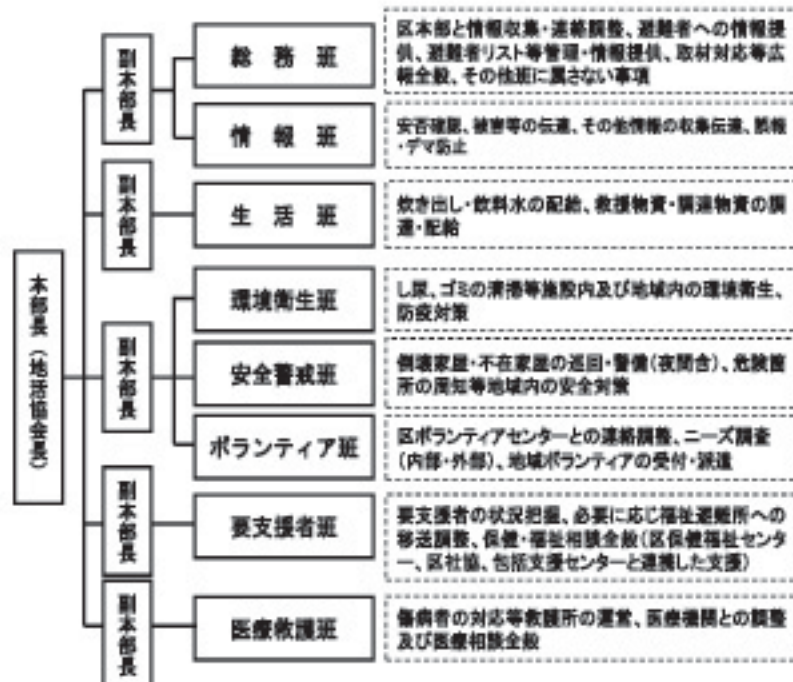
災害時避難所の開設と運営

■ 避難所運営委員会の立上げ

- 避難者が予想される場合は、区対策本部の判断のもと速やかに災害時避難所を開設します。
- 避難所は、区対策本部からの派遣職員、避難所施設の管理者、地域自主防災組織からなる避難所運営組織が運営します。

- 委員長他、各部責任者による委員会メンバーの集合状況を確認し、委員会組織の運営課題を抽出、対策を講じます。(メンバー再配置など)
- 各部担当責任者以下メンバーは、災害規模等に応じた施設づくりを開始します。

<避難所運営委員会組織図>



※組織図は災害の規模や発生状況・復興状況により体制を変更します。



■ 福祉避難室の設置

避難所では福祉避難室を設置し、要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めていきます。

また、避難所での生活が困難な要支援者を福祉避難所に移送します。

■ ニーズに合わせた避難所運営

避難所では、外国人避難者への支援、帰宅困難者への対応、ペットとの避難など、避難者のニーズに合わせた対応を行います。

■ 企業・事業所による地域支援

弁天地域の避難ビルの指定では、地域内の多くの企業・事業所・施設が地域への支援として、区と協定を結んできています。また、大規模災害では、企業・事業所が持つソフト面・ハード面は社会資源の一つとして有効であり、災害時・災害復興時において威力を発揮します。

- <ソフト面> ○ 消火活動、救出・救助活動等の経験者 ○ 大型車両や重機の操作 ○ 医療・福祉関係の有資格者 ○ 他国語を話せる人の派遣
 <ハード> ○ 重機・大型車両、救助資器材の貸与 ○ 救援物資の提供
 ○ 空き室・駐車場等スペースの貸与